第3回 生活扶助基準に関する検討会

日時: 平成19年11月 8日 (木)

 $19:00\sim$

場所: 商工会館 6階 G会議室

一 議事次第 一

1. 開会

2. 議題

- (1) 地域差、勤労控除の評価・検証について
- (2) その他

3. 閉会

配付資料

- 資料 1 前回委員より求めがあった資料
- 資料 2 生活保護制度における地域差(級地)に関する資料
- 資料 3 勤労控除に関する資料
- 資料 4 生活扶助基準に関する検討会(第1回、第2回)にお ける主な議論

第3回(平成19年11月8日)

資料1

前回委員より求めのあった資料

一 目 次 一

		頁
I	年齢階級別の被保護世帯人員変化率の寄与度中、「その他の要因」の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I	傷病者、障害者世帯の保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
Ш	標準世帯の考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
IV	第1類費と第2類費の区分の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
V	生活保護受給者に対する自立支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

I 年齢階級別の被保護世帯人員変化率の寄与度中、「その他の要因」の分析

〇年齢階級別保護率の変化率の要因分析

年齢階級別保護率の変化率は男女別に世帯類型別世帯員保護率の変化率に分解することができる。

- ・ 0~19歳:男女とも母子世帯世帯員の保護率の増加率が大きい。
- ・20~49歳: 男は傷病・障害者世帯世帯員とその他世帯世帯員、女は母子世帯世帯員の保護率の増加率が大きい。
- ・50~59歳:男は傷病・障害者世帯世帯員とその他世帯世帯員、女はその他世帯世帯員の保護率の増加率が 大きい。
- ・60~69歳:男は高齢者世帯世帯員、女は傷病・障害者世帯世帯員の保護率の増加率が大きい(女の高齢者 世帯世帯員の保護率の変化率が-13.2%になっているのは高齢者世帯の定義変更による)。
- ・70歳~ : 男女とも高齢者世帯世帯員の保護率の増加率が大きい。

(分析の方法)

年齢階級別被保護人員=年齢階級別人口×年齢階級別保護率

ここで、年齢階級別人口の変化率(人口増要因)を α 、年齢階級別保護率の変化率を β と表すと、年齢階級別被保護人員の変化率は、 $\alpha+\beta+\alpha\beta$ と表される。

したがって、年齢階級別被保護人員の変化率のうち、人口増要因以外のその他要因は、 $\beta + \alpha\beta = (1+\alpha)\beta$ と表される。すなわち、年齢階級別保護率の変化率を年齢階級別人口の変化率で補正したものになる。

男 (%)

変化率	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
被保護人員	57. 1	49. 9	103. 6	9. 4	73. 6	113. 9	165. 9	86. 5
総人口	-16.5	-17. 7	18. 5	-20. 2	14. 6	14. 9	70. 0	1. 2
保護率	88. 3	82. 2	71. 8	37. 1	51.5	86. 2	56. 4	84. 3

保護率の変化率の世帯 類型別内訳	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
高齢者世帯	-0. 2	0.0	0. 0	0.0	0.0	46.8	54. 4	37.4
母子世帯	67.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0. 0	9.5
傷病・障害者世帯	7. 4	41.3	38. 5	19.7	28.3	29. 2	2. 2	22.8
その他世帯	16.0	42. 4	25. 9	22. 4	24. 7	18.5	2. 6	18. 2
計	88. 3	82. 2	71. 8	37. 1	51.5	86. 2	56. 4	84. 3

完全失業率の動向

男 (%)

	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
平成7年	8. 9	4. 6	2. 0	1. 9	2. 3	5. 8	0. 9	3. 1
平成18年	9. 3	7. 3	3. 9	2. 9	3. 7	4. 9	1. 3	4. 3
増加ポイント(18年-7年)	0. 4	2. 7	1. 9	1.0	1.4	-0.9	0. 4	1. 2

注:完全失業率=完全失業者数/労働力人口。労働力人口:15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

資料:被保護者全国一斉調査、人口推計(総務省)、労働力調査(総務省)

	女				(%)
_			 	 	

変化率	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
被保護人員	51. 9	62. 7	130. 4	16. 9	39. 9	58. 4	83. 4	61.5
総人口	-16. 6	-18. 4	18. 4	-20. 2	13. 2	12. 3	53.7	2. 3
保護率	82. 2	99. 4	94. 5	46. 6	23. 6	41. 1	19.4	57. 9

保護率の変化率の世帯 類型別内訳	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
高齢者世帯	-0. 1	0.0	0.0	0.0	0.0	-13. 2	18. 1	19. 0
母子世帯	61.0	43. 5	59.0	21.6	1, 7	0. 2	0.0	13. 3
傷病・障害者世帯	5. 1	30. 3	20.8	9. 1	5. 2	38. 9	-0.3	13. 6
その他世帯	13. 6	27. 1	13. 3	13. 6	17. 0	15. 4	1. 9	11. 5
計	82. 2	99. 4	94. 5	46. 6	23. 6	41. 1	19. 4	57. 9

完全失業率の動向

女 (%)

	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
平成7年	7. 5	5. 6	3.8	2. 2	1. 9	2. 0	-	3. 2
平成18年	9. 6	5. 9	4. 6	3. 0	2. 7	2. 2	1.0	3. 9
増加ポイント(18年-7年)	2. 1	0. 3	0.8	0.8	0.8	0. 2	_	0. 7

男女計 (%)

変化率	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
被保護人員	54. 5	58. 4	121. 9	13. 6	57. 7	84. 2	107. 7	72. 2
総人口	-16. 5	-18.0	18.6	-20. 1	14. 0	13. 7	59. 9	1. 9
保護率	85. 0	93. 0	87. 1	42. 3	38. 3	62. 0	29. 8	69. 1

保護率の変化率の世帯 類型別内訳	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
高齢者世帯	-0. 1	0.0	0. 0	0.0	0.0	14. 1	28. 5	26.8
母子世帯	63. 9	28. 1	39. 5	12. 4	0.8	0. 1	0. 0	11.7
傷病・障害者世帯	6. 2	34. 0	26. 5	13. 5	17. 4	34. 6	0. 3	17. 4
その他世帯	14. 8	32. 3	17. 4	17. 3	21.0	16.8	2. 0	14. 4
計	85. 0	93. 0	87. 1	42. 3	38. 3	62.0	29. 8	69. 1

完全失業率の動向

男女計 (%)

	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳~	総数
平成7年	8. 2	5. 0	2. 7	2. 1	2. 1	4. 3	0. 5	3. 2
平成18年	9. 4	6. 7	4. 2	3. 0	3. 4	3. 9	1. 2	4. 1
増加ポイント(18年-7年)	1. 2	1. 7	1.5	0. 9	1. 2	-0. 4	0. 7	0. 9

Ⅱ 傷病者、障害者世帯の保護の状況

	昭和59	年度	平成 7:	年度	平成16年度		
高齢者世帯	250, 260	(98.8)	253, 250	(100.0)	465, 160	(183. 7)	
母子世帯	107, 030	(214. 2)	49, 960	(100. 0)	81, 180	(162. 5)	
障害者世帯	149, 920	(290. 0)	51, 690	(100. 0)	108, 710	(210. 3)	
傷病者世帯	190, 340	(98. 4)	193, 420	(100. 0)	234, 260	(121. 1)	
その他世帯	67, 580	(213. 3)	31, 680	(100.0)	81, 330	(256. 7)	

注) 単位は世帯、指数は平成7年度を100としたもの

資料:被保護者全国一斉調査(個別調査)

Ⅲ 標準世帯の考え方について

1 基準額の説明に用いる世帯

生活扶助を受給した場合の具体的金額をモデルとして示すために用いる世帯。

2 基準改定の際に用いる世帯

基準の改定に際しては、「標準世帯の基準額」に改定率を乗ずることにより、基軸となる新基準額を設定し、これを各世帯類型別に展開。

※「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」(平成15~16年)においては、夫婦子1人の3人世帯について、水準の評価・検証が行われた。

Ⅳ 第1類費(個人単位)と第2類費(世帯単位)の区分の考え方

1 設定理由

生活扶助基準における第1類費と第2類費の区分は、標準とする複数人員世帯についてマーケット バスケット方式により算定された最低生活費から、すべての世帯構成に対応した基準額を設定する ために設けられた技術的なもの。

2 生活保護法第8条第2項との関係

生活保護法第8条第2項は、同条第1項の基準を定める際に考慮すべき事項を規定しているが、その考慮事項のひとつとして「世帯構成別」を掲げている。

この「世帯構成別」には、世帯として配慮を必要とする事項を広範に含んでいるが、必ずしも、現行の生活扶助基準の第1類費と第2類費の区分を想定した規定ではない。

したがって、仮に、第1類費と第2類費の区分をなくしたとしても、法律の規定に反するものではない。

生活保護法(抜粋)

(基準及び程度の原則)

- 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
- 2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、<u>世帯構成別</u>、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の 生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

V 生活保護受給者に対する自立支援の推進

- 〇 生活保護の目的
 - ・ 最低生活費の支給
 - ・ 自立の助長 _____
- 〇 自立の助長の内容
 - · 経済的自立 → 就労 等
 - ・ 日常生活自立→入院から在宅復帰 等
 - ・ 社会生活自立→ひきこもり防止、社会参加 等
- 〇 自立支援プログラム導入の背景
 - 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
 - 生活保護担当職員の不足と経験不足

自立支援プログラムの導入(平成17年度~)

- 〇 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた個別プログラムを自治体が策定
- 〇 個々の被保護者に必要なプログラムを選定し、関係部署、保健所、医療機関、福祉施設、NPO等と連携し自立支援を組織的に実施
- ※ 自立支援プログラムの例
 - 稼働能力を有する者(経済的自立の支援)
 - → 就労支援員(職安OB等)を福祉事務所に配置し、就労支援を行う。
 - 長期入院中の者(日常生活自立の支援)
 - → 嘱託医等、医療機関等と連携し、退院を促進する。
 - 高齢者等(社会生活自立の支援)
 - → 社会福祉協議会、保健師、NPO法人等と連携し、傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持する。

1 自治体による自立支援プログラムに基づく自立支援の状況

策定状況

- 自立支援プログラム策定自治体数824(保護の実施自治体の96%)
 - ※ 未策定自治体については、平成19年度中に策定予定。
- 〇 自立支援プログラム策定自治体のうち、就労支援に関するプログラム策定自治体数636(保護の実施自治体の73%)
 - ※ 未策定自治体については、平成19年度中に策定予定。
- 〇 策定されている自立支援プログラム数

経済的自立に関するプログラム	1036*1
うち就労支援に関するプログラム	934*1
日常生活自立支援に関するプログラム	1047*2
社会生活自立支援に関するプログラム	212*2

※1 平成19年9月末現在

※2 平成19年3月末現在

自治体に対する財政的支援とこれまでの取組等

- 〇 セーフティネット支援対策等事業費補助金(平成19年度予算180億円)により自治体の取組 (支援専門員等の配置、協力事業者への委託等)を支援。
- 〇 これまでの取組

平成18年度:全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定

平成19年度:全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

2 福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者就労支援事業(平成17年度~)

福祉事務所

- 生活保護受給者の中から、支援対象者を選定し、ハローワークへ支援要請
- 支援対象者は、稼働能力を有し、就労意欲が高い者(リストラされた者、母子家庭の母等)で早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者

ハローワーク

Ⅰ 就労支援メニュー選定チームの設置

- 就労支援チームの構成メンバー
 - ・ 安定所担当コーディネーター(全国のハローワークに175名配置) 等
 - ・ 福祉事務所担当コーディネーター(各福祉事務所職員であるSV、CW)
- 支援対象者と面接し、支援対象者の態様に応じた5つの支援メニューから選定し、支援を実施

Ⅱ 5つの支援メニューによる具体的な支援を実施

①就職支援ナビ ゲーター(105名配 置)による、就職活 動方法決定、面接 指導、求人選定等

②トライアル雇用の 活用

③基礎知識、マナー等の準備講習 付公共職業訓練等 の実施、受講斡旋

④生業扶助等の活 用による民間の教 育訓練講座の受 講勧奨

⑤一般の職業相談・ 紹介

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況(平成18年度実績)

	支援対象者数①	支援開始者数	支援終了者数	支援終了者のうち就職者数②
生活保護受給者	10, 586	9, 129	8, 994	<u>5, 535</u>

※ 支援対象者数①に占める就職者数②の割合は、52.3%となっている。

3 就労支援の成果

〇 就労支援により約17,700人が新規就労・増収を実現

(単位:人)

	新規就労	増収	合計
1 福祉事務所による就労支援プログラム	9, 237	3, 043	12, 280
	(75%)	(25%)	(100%)
2 ハローワークとの連携事業	4, 222	1, 189	5, 411
(生活保護受給者等就労支援事業)	(78%)	(22%)	(100%)
合 計	13, 459	4, 232	17, 691
	(76%)	(24%)	(100%)

(平成18年度実績)

- (注1)福祉事務所による就労支援プログラムの参加者は、34,000人。
- (注2)前頁の就職者数とハローワークとの連携事業の新規就労・増収の合計に差異があるのは、同一の参加者が就職と退職を複数回繰り返した場合、前頁は延人員、本頁は実人員でカウントしているため。

生活扶助基準に関する検討会

第3回(平成19年11月8日)

資料2

頁

生活保護制度における地域差(級地)に関する資料

- 目次-

1.	級地の概要	1
2.	地域差(級地)についての論点と検討の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(参考)生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(参考)一般世帯における消費支出額の地域差の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(参考)級地の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1. 級地の概要

級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的とした もの。

〇現行の級地間較差(昭和62年度~)

現行の級地は、1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、それぞれの較差を4.5%ずつとして設定している(計22.5%)。

級地間較差(1級地-1=100)

	1級地一1	1級地一2	2級地-1	2級地-2	3級地一1	3級地一2
級地間較差	100. 0	95. 5	91. 0	86. 5	82. 0	77. 5

〇現行の級地指定(昭和62年度~)

各市(区)町村ごとに指定している。

級地別市町村数(平成19年4月1日現在)

総数	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地一1	3級地-2
市町村の例	東京都23区 横浜市 大阪市	札幌市 千葉市 福岡市	金沢市 静岡市 高知市	長岡市 三島市 佐世保市	弘前市 福知山市 今治市	結城市 篠山市 宇和島市
1,806	58	50	121	79	575	923

2. 地域差(級地)についての論点と検討の方法

現行の地域差(22.5%)は、一般世帯の消費実態を反映した妥当なものとなっているか。

・直近における一般世帯の消費支出額の地域差と生活扶助基準額の地域差を比較

(参考)直近における物価の地域差と生活扶助基準額の地域差を比較

(参考)現行の地域差を設定した当時と直近の一般世帯の消費支出の地域差を比較

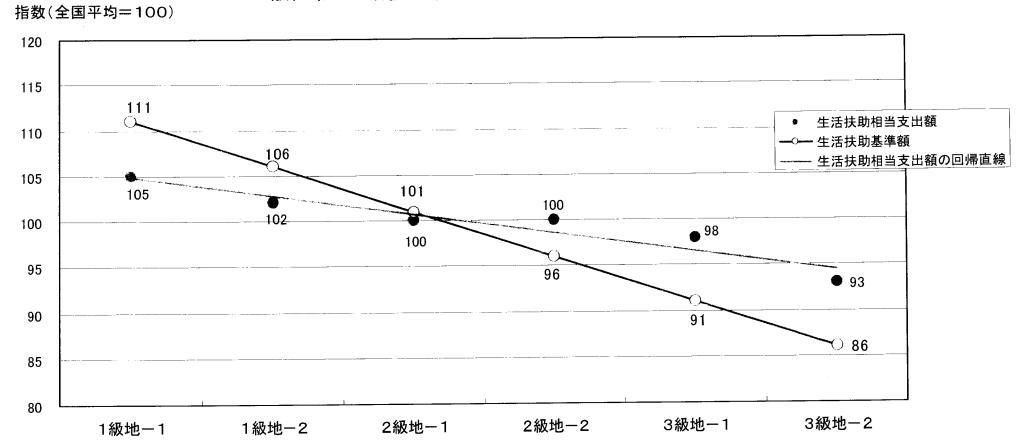
→地域差は現行より縮小させてもいいのではないか。

3. 一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較

生活扶助基準額の地域差は、一般世帯の生活扶助相当支出額の地域差よりも大きくなっている。

(1)2人以上全世帯(1人あたり)、全収入階級

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較



資料: 平成16年全国消費実態調査特別集計

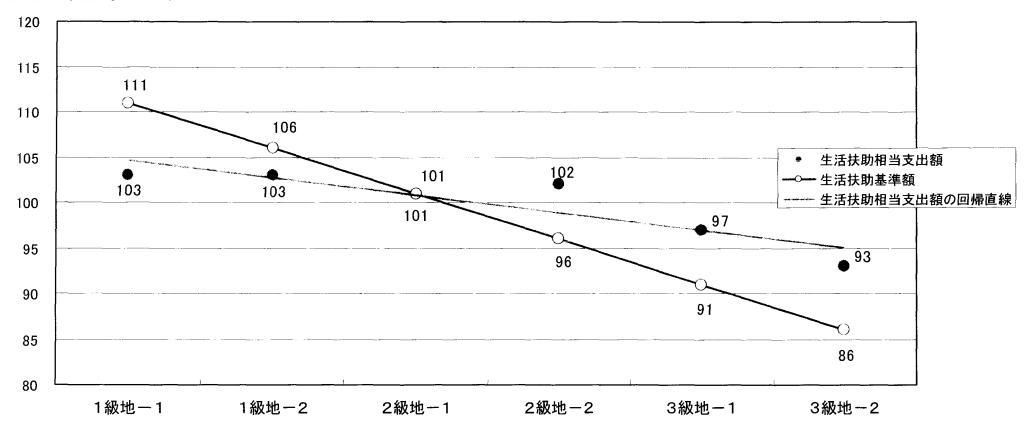
注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」・「平均世帯人員の平方根」で算出した。

注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウェイトで加重平均して算出した。

(2)2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1~3・五分位

一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の比較

指数(全国平均=100)



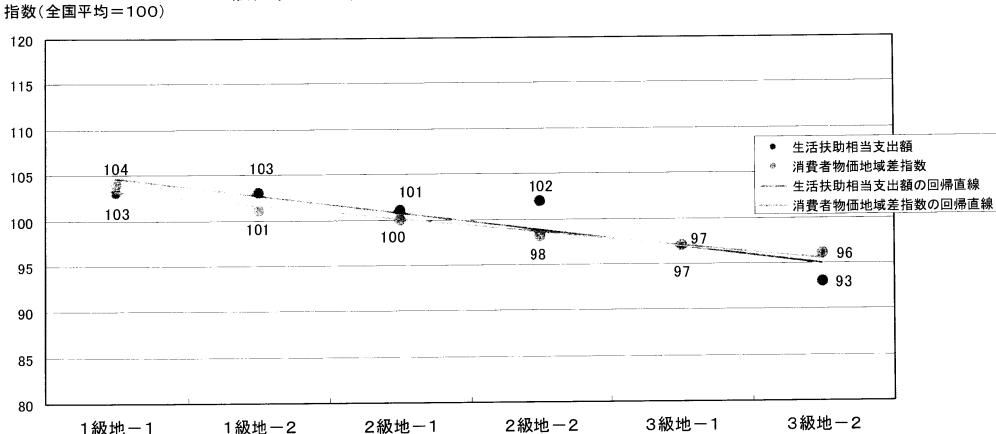
資料: 平成16年全国消費実態調査特別集計

注1)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。 注2)生活扶助基準の全国平均は、全国消費実態調査の級地別世帯数によるウエイトで加重平均して算出した。

(参考)生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差の比較

一般世帯の生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の地域差はほぼ同様となっている。

一般世帯の生活扶助相当支出額と消費者物価地域差指数の比較



資料: 平成16年全国消費実態調査特別集計、平成14年全国物価統計調査

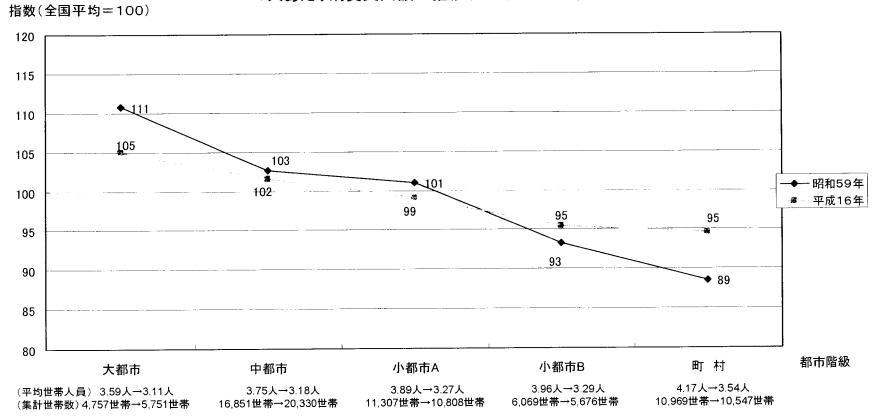
注1)一般世帯の生活扶助相当支出額は、2人以上全世帯(1人あたり)、年間収入第1~3·五分位におけるデータである。 注2)1人あたりの生活扶助相当支出額は「1世帯あたりの生活扶助相当支出額」÷「平均世帯人員の平方根」で算出した。

(参考)一般世帯における消費支出額の地域差の推移

- 一般世帯における都市階級別1人あたり消費支出額等の推移(2人以上全世帯の昭和59年と平成16年の比較)
 - 一般世帯における消費支出額及び生活扶助相当支出額の地域差は共に縮小する傾向

①消費支出額

1人あたり消費支出額の推移(2人以上全世帯)



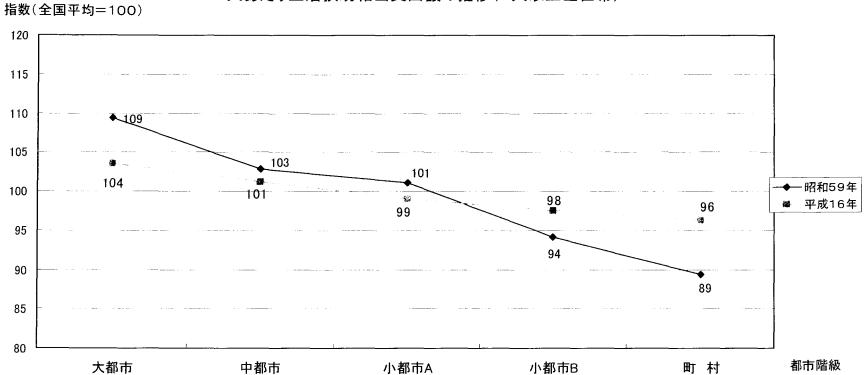
資料:全国消費実態調査

注1)都市階級 大都市:政令指定都市及び東京都区部、中都市:人口15万以上100万未満の市(大都市除く)、小都市A:人口5万以上15万未満の市、 小都市B:人口5万未満の市

注2)1人あたり消費支出額は「1世帯あたりの消費支出額」:「平均世帯人員の平方根」により算出した。

②生活扶助相当支出額

1人あたり生活扶助相当支出額の推移(2人以上全世帯)



資料:全国消費実態調査

注1)生活扶助相当支出額は消費支出額ー(家賃地代+保健医療+自動車等関係費+教育)で算出した。

注2)1人あたり生活扶助相当支出額は「1世帯あたり生活扶助相当支出額」:「平均世帯人員の平方根」で算出した。

(参考)級地の変遷

区分	内容
3 地域区分 \$21.7~26.4	全国を人口規模に応じ3区分し、必要な生計費を算定。
5級地制 S26.5~28.6	物価の地域差に重点を置いた考え方で5区分し、また1級地と5級地の較差を100対85.9と設定。
6級地制 \$28.7~32.3	物価等を総合的に考慮した生活水準の差により地域差を設定し、1級地の上に特級地を設けて6区分するとともに、最大較差を100対70と設定。
4級地制 S32.4~53.3	各地域の物価等を勘案して地域差を設定することを基本としつつ、この時期の賃金、物価差等の縮小傾向などを考慮して、特級地と 1 級地、 4 級地と 5 級地をそれぞれ 1 本化して 4 級地制とし、また、級地間較差は 9 %等差とし、最大較差は100対73と設定。
3 級地制 S53. 4~62. 3	流通機構の改善等に伴う国民生活の画一化、さらに消費者物価の地域差の縮小傾向等の社会経済情勢を踏まえて、3級地制として最大級地較差を100対 82と設定。
3級地制 (6区分) S62.4~現在	各地域の一般世帯の生活実態との均衡を可能な限り確保する見地から、最大地域較差を拡大するとともに、近年のモータリゼーション及び情報伝達 手段の発達等による国民の日常生活圏域の拡大傾向を踏まえ、級地区分を細分化し、市町村間の差をよりなだらかにした。具体的には、現行3級地制は維持しつつ、各級地をそれぞれ2区分して6区分とし、最大較差を100対77.5(級地間較差は4.5%等差)と設定。

年 次				級地区分と	級地間較差	É	
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地		
昭和26年5月1日	100. 0	95. 5	91. 1	87. 0	85. 9		
			1	Υ	1	1	
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地		
昭和27年5月1日	100. 0	93. 8	87. 6	81. 4	75. 2		
	#± ≪™ +±h	1 &F-luh	2級地	O 전단 +TP	4級地	 5級地	
昭和28年7月1日	特級地	1級地		2級地	76. 0		
	100. 0	94. 0	88. 0	82. 0	70.0	70. 0	
	1級地	2級地	3級地	4級地			
昭和32年4月1日	100. 0	91. 0	82. 0	73. 0			
	<u></u>		· 		l		
	1級地	2級地	3級地				
昭和53年4月1日	100. 0	91. 0	82. 0				
	1級地一1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
昭和62年4月1日	100. 0	99. 9	91. 0	90. 9	82. 0	81. 9	
昭和63年4月1日	100. 0	99. 0	91. 0	90. 0	82. 0	81. 0	
平成元年4月1日	100. 0	97. 4	91. 0	88. 4	82. 0	79. 4	▶ 経過措置
平成2年4月1日	100. 0	96. 4	91. 0	87. 4	82. 0	78. 4	
平成3年4月1日	100. 0	95. 65	91. 0	86. 65	82. 0	77. 65	
平成4年4月1日	100.0	95. 5	91. 0	86. 5	82. 0	77. 5	

生活扶助基準に関する検討会 第3回(平成19年11月8日) 資料3

頁

勤労控除に関する資料

- 目次-

1.	勤労控除の概要	1
2.	勤労控除の経緯	4
3.	勤労控除の在り方についての論点と検討の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	就労に伴う必要経費の水準について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(参考)勤労控除に関する意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1. 勤労控除の概要

①勤労に伴う必要経費を補填

| 勤労収入を得るためには、勤労に伴う被服費や知識・教養の向上等のための経費が必要となることから、勤労収入のうちの | 一定額を控除する。

②勤労意欲の増進・自立助長

- ※現在の方式は「昭和60年12月17日 中央社会福祉審議会意見具申」における「自立助長を促進するという観点から勤労意欲の増進が効果的に図られるよう制度を見直す必要がある。」との指摘を踏まえて設定されたものである。
- 〇基礎控除 [上限額 月額 33,190円(1級地) 勤労収入額8,000円までは全額控除] 経常的な経費を対象とする基礎控除の控除額は、勤労収入に比例して増加させる方式(収入金額比例方式)を採用している。

○その他の控除

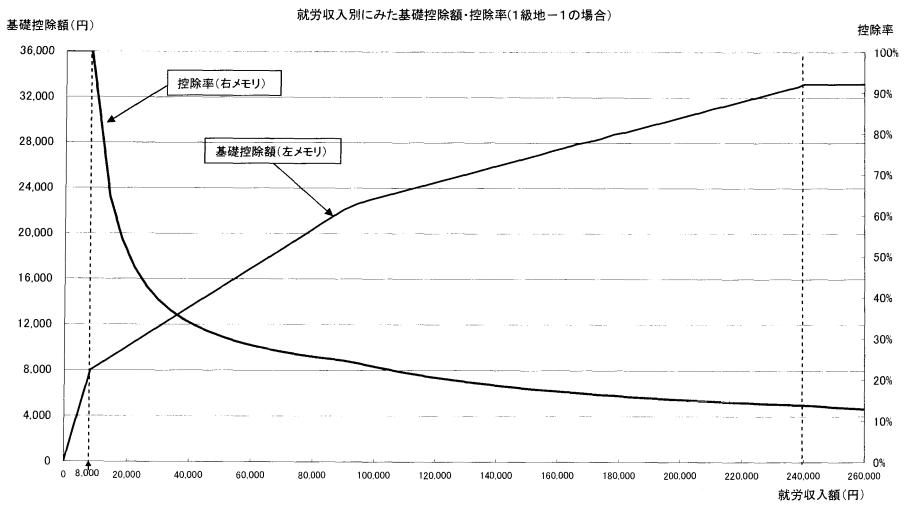
- ・特別控除 [年間勤労収入額の1割 上限額 年額 150,900円(1級地)]
- ・新規就労控除 [基準額 月額 10,400円(各級地共通)就労から6か月間]
- •未成年者控除[基準額 月額 11,600円(各級地共通)]

世帯類型別にみた勤労控除額

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病·障害世帯	その他世帯
勤労控除適用世帯の 平均控除額(実績) (1世帯あたり月額)	23, 103円	13,742円	25,810円	20,593円	25,370円
就労世帯数	124,310	11,820	38,600	35,220	38,670
就労率	12. 2%	2.7%	49.4%	8.9%	37.5%

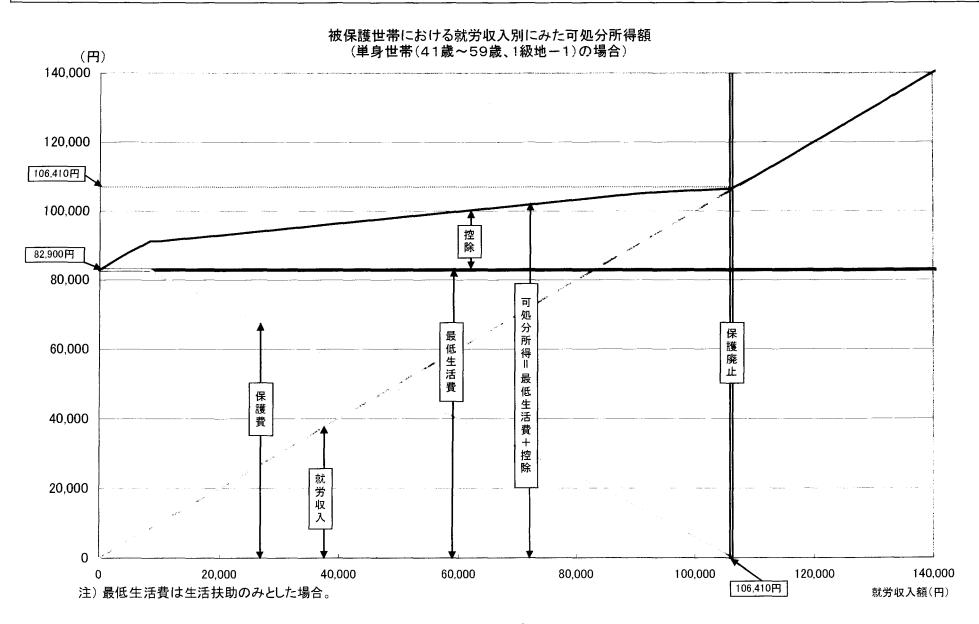
資料:被保護者全国一斉調査(平成17年7月1日時点)

- ○就労収入額に比例して基礎控除額が増える仕組み。
- ○就労収入8,000円までは全額控除となっている。
- 〇就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円)となっている。



就労収入額	8,000円	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円	240,000円	260,000円
基礎控除額	8,000円	15,220円	23,220円	26,660円	30,380円	33,190円	33,190円
控除率	100.0%	30.4%	23.2%	17.8%	15.2%	13.8%	12.8%

- ○就労している場合、最低生活費に控除額を加えた額が被保護世帯における実際の可処分所得となる。
- 〇単身世帯(41歳~59歳、1級地-1)の場合、最低生活費は82,900円(家賃、医療費等を除く生活扶助のみ)であるが、保護脱却時の基礎控除額は23,510円であり、可処分所得は106,410円となる。



2. 勤労控除の経緯

業種別基礎控除<注>

- 〇 昭和23年創設
- 生活扶助基準の第 1 類費が非稼働を前提として算定されていることに対応し、稼働者の追加栄養分(エネルギー)等を補填するために創設されたものであり、稼働日数によって適用率を設定。
- 定額控除的な色彩が強い(収入額とは無関係)。
- 〇内容
 - ① 飲食物費 (職種別算定) 勤労に伴って必要となる必要エネルギーの補填
 - ② その他の経費(職業間同一額) 勤労に伴って必要となる経常的職業経費(被服・ 身の回り品・職場交際費等)に対応するものとして 設定。
 - ③ 適用率 (稼働日数に応じるもの)

10日以内 : 40% 11~15日以内: 60% 16~20日以内: 80% 21日以上 : 100%

収入金額別基礎控除

- 〇 昭和41年創設
- 業種別基礎控除が収入額を考慮しないため、定額的な色彩が強いことから、より多くの勤労収入を得るための必要経費を補填すると共に勤労意欲の増進、自立の助長を図るという目的で創設されたもの。
- 〇 業種別基礎控除の適用率が100%の者のみ適用する。
- 〇 内 容

控除額は、職業別(中労作~重労作)に定められる 控除限度額の範囲内で収入額に応じて設定。

<注>

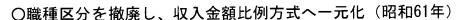
〇 業種別基礎控除額:100%適用額

(昭和60年・1級地)

中労作	強労作	重労作
17, 980円	23, 950円	30, 140円

※) 中労作:事務員·運転手等、強労作:日雇·農業等、

重労作:坑内夫等



〇控除率については、収入と職業関連経費の支出状況との関連を参考として、約20%(一定額を超える分は約7%)とした。

- 3. 勤労控除の在り方についての論点と検討の方法
 - 〇就労に伴う必要経費の補填、勤労意欲の増進を趣旨とした現行の基礎控除の水準は妥当であるか。
 - (1)現行の勤労に伴う必要経費はどの程度あるのか。
 - →一般世帯における就労に関連する経費をみる。
 - (2)現行の勤労控除では、収入金額比例方式とされているが、実際に収入の増加に応じて必要経費は増加しているか。
 - →就労収入階級別の就労に関連する経費をみる。

○就労インセンティブを効果的に増加する勤労控除の水準や仕組みは妥当であるか。

単に勤労控除額を引き上げると、手元に残る金銭が増加するが、被保護者の自立促進に資するか。

また、保護を受けていない者との公平性にも留意する必要があるのではないか。

→上記に留意しつつ、効果的に勤労意欲の増進・自立助長に結びつく勤労控除のあり方はどのようなものが考えられるか。

4. 就労に伴う必要経費の水準について

(1)就労に関連する経費

- ○単身世帯における就労に関連する経費は、平均で就労収入の1割程度となっている。
- 〇夫婦子1人世帯における就労に関連する経費についても、平均で就労収入の1割程度となっている。
 - ※就労に関連する経費は、就労に伴う経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出して集計しているものであり、実際には、就労とは関係がない支出が含まれること があること、また、むしろ家事上の支出と見るべきものも含まれることがあることに留意する必要がある。

一般世帯における就労に関連する経費

単位:円

	単身有業世帯(60歳未満) 年間収入:第1·五分位	夫婦子1人世帯(有業1人) 年間収入:第1·五分位	(備考)就労に関連する経費として集計した品目										
集計世帯数	415	756											
①外食費	8,735		一般外食										
②スーツ、ワイシャツ、ネクタイ等の被服費	2,489	1,687	背広服、男子用コート、婦人服、婦人用スラックス、婦人用コート、ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ、 男子靴、婦人靴										
③クリーニング代	180	283	洗濯代										
④文房具等の事務用品	230	439	耐久性文房具、消耗性文房具										
⑤雑誌、書籍	1,259	1,224	雑誌•週刊誌、書籍										
⑥習い事の月謝	156	167	語学月謝、他の教育的月謝										
⑦理美容	2,220	1,977	理髪料、パーマ、カット代、化粧品										
⑧定期入れ、名刺入れ等の身の回り品	105	215	他の身の回り用品										
⑨つきあい費(接待等会社関係のつきあい)	321	586	つきあい費										
⑩こづかい	7	14,176	世帯主こづかい										
就労に関連する経費合計(①~⑩) (A)	15,702	29,098											
就労収入 (B)	150,270	271,411											
(A)/(B)	10:4%	10.7%											

資料: 平成16年全国消費実態調査特別集計

(2) 就労収入階級別にみた就労に関連する経費

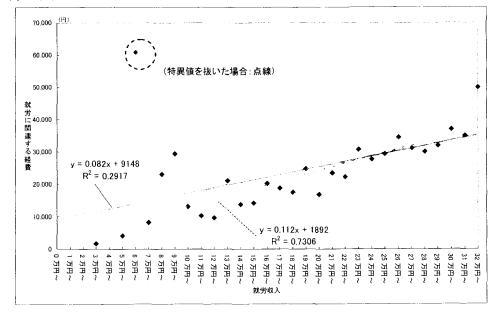
- 〇単身世帯、夫婦子1人世帯のいずれも、就労に関連する経費と就労収入階級の間に正の相関関係がみられる。
- 〇就労に関連する経費と就労収入の回帰直線の傾きは、約0.1となっており、就労に関連する経費は就労収入が1万円増えるごとに1千円程度増える傾向がみられる。

_				_							_					_																			幸位:口)
				就労に関連する経費の合計																															
世帯	類型	集計世帯数		1万円~	2万円~	3万円~	4万円~	5万円~	6万円~	7万円~	8万円~	9万円~	10万円~	11万円~	12万円~	13万円~	14万円~	15万円~	16万円~	17万円~	18万円~	19万円~	20万円~	21万円~	22万円~	23万円~	24万円~	25万円~	26万円~	27万円~	28万円~	29万円~	30万円~3	:1万円~	32万円~
			1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	6万円未満	7万円来満	8万円未満	9万円未満	10万円未満	11万円未満	12万円未満	13万円未満	14万円未満	15万円未満	16万円未満	17万円未満	18万円未満	19万円未満	20万円未満	21万円未満	22万円未満	23万円未満	24万円未満	25万円未満	26万円未満	27万円未満	28万円未満	29万円未満	30万円未満	31万円未満 3	2万円未満	
単身	有業1人	2,569	-	7,081	13,188	37,517	10,698	13,141	15,851	10,134	12,840	14,971	10,717	7,799	13,090	17,200	13,084	17,472	13,710	23,269	13.570	22,936	20,184	27,334	22,369	33,563	36,876	31,367	35,274	30,718	49,353	35,180	36.743 3	37,378	47,545
夫婦子1人	有業1人	3.052	_	_	_	1,665	_	4,086	60,854	8,200	23,088	29,415	13,114	10,277	9,667	21,060	13,760	14,166	20,235	18,779	17,551	24,818	16,824	23,474	22,260	30,716	27.649	29,386	34,466	31,167	30,028	31,932	37,004 3	34,929	49,897

単身世帯 60.000 (特異値を抜いた場合:点線) y = 0.116x + 2821.6 R² = 0.8008 (特異値を抜いた場合:点線) y = 0.116x + 2821.6 R² = 0.8008 10.000 y = 0.116x + 2821.6 R² = 0.8136 10.51 + 2821.6 R² = 0.8136 10

資料: 平成16年全国消費実態調査特別集計

夫婦子1人世帯



(参考)勤労控除に関する意見

○自治体における意見

- ・勤労控除は、これから就労をする者に対しては、インセンティブが働くが、長年就労して、ある程度の収入がある者にとっては、自立阻害要因となっているのではないか。
- ・勤労控除は、就労開始当初は控除額を多めにし、就労期間が長くなるにつれて、控除額を逓減していくのがいい のではないか。
- ・就労への意欲を高めるため、自立廃止が見込めると実施機関が判断した被保護者について、自立に必要な費用を収入認定から除外し、積み立てることも考えられるのではないか。(ただし、自立ができなかった場合は、全額収入認定する。)
- ・勤労控除による可処分所得の増の効果は、被保護者には分かりづらいので、インセンティブとしての位置づけを 分かりやすくするべきではないか。

○規制改革推進のための第1次答申(平成19年5月30日 規制改革会議)

生活保護制度、あるいはその運用が、必ずしも生活保護層の就労意欲を高めることに繋がっていないという現状がある。例えば、生活保護受給者が就労すると、稼得した賃金のうち就労のために必要とされる費用を超える額は、生活保護給付から減額される。また、就労によって生活保護から脱却できるほどの賃金の場合、生活扶助だけでなく、医療扶助、住宅扶助等も失うこととなり、生活水準が実質的に低下する場合もある。生活保護から脱し、再チャレンジを目指す人の意欲が削がれることのないよう制度の見直しを行うべきである。

資料4

生活扶助基準に関する検討会 (第1回、第2回)における主な議論

※ この資料は、本検討会の第1回、第2回における主な議論を課題ごとにまとめたものである。

1. 評価・検証の方法について

○ 前回の専門委員会でとりまとめられた課題である基準の水準、基準の体系、級地差の妥当性について、消費実態を詳細に分析した資料を基に議論したらどうか。

2. 生活扶助基準の水準について

(1) 基本的な考え方

- 裁判所が判断する健康で文化的な最低限度の生活とは、その時代の経済的、文化的な状況との関係で変わりうるものであり、1円でも下回れば憲法違反になるような絶対的な基準があるという理解には立っていないと思う。
- 生活扶助基準が絶対的な貧困ラインを超えていることは先進国である我が国では当然として、相対的な貧困ラインをどこに求めるかは経済学的には難しく、国民の公平感や適正感で決められるものと思う。
- 水準均衡方式で相対的に基準を設定していると、例えば実際の消費水準が低下していくと生活扶助基準も下がっていく。その際、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための絶対的な基準があるのではないか。

(2) 具体的な水準の評価

- 生活扶助基準を相対的に決めていく場合、その水準はどうあるべきか。
- 夫婦子1人世帯の基準の水準は、概ね妥当なものとなっているのではないか。
- 夫婦子1人の第1・十分位の消費水準は、第3・五分位の7割に達しており、第1・十分位を基準の目安とすることの根拠となるのではないか。しかし、同様に単身世帯を見ると5割となっており、もう少し精査が必要ではないか。
- 第3·五分位との関係では、6割から7割という範囲が国民から一定 の支持を得られるのではないか。

3. 生活扶助基準の体系について

(1) 体系の評価・検証における基本的考え方

○ 体系の議論は、水準の議論とは違って、生活保護受給者の間で不 公平がないかをみる作業である。

(2) 世帯人員別の傾斜について

- 世帯人員別にみると、多人数世帯に有利になっている実態はみられる。
- 世帯人員別の傾斜については、1類費と2類費に分けてそれぞれ でみると、基準と消費実態との間に大きな乖離がみられるが、合計で みると乖離があまりみられない。

○ 世帯人員別の消費実態をみたときに、消費支出計だけを近づける だけでいいか、それとも、1類費、2類費ともに近づける必要があるか 議論すべき。

(3) 年齢階級別の傾斜について

○ 年齢階級別の傾斜については、仮に60歳代を1と置いた場合、70歳以上は基準より消費実態がやや低め、20歳代から50歳代まではやや高めとなっている。

(4) 1類費、2類費の区分について

- 生活扶助基準には、年齢別の1類費と世帯人員別の2類費との区分を必要とする必然的な理由があるのか。
- 現行の基準と消費実態を比較したときに、多人数世帯にギャップがあるとして、それを解決する方法には、体系を変える方法と変えない方法とがある。1 類費と2 類費に分けている理由が時代に合わなくなっているなら体系を変えてもいいが、一貫した思想があるなら変えられないのではないか。
- 消費の費目のうち、どれが1類費でどれが2類費かという分類表を みてもおかしいものもある。1類費が65%というのは高すぎる。1類費 と2類費の区分をすることによる弊害が大きくなっており、あえて区分 しなくてもいいのではないか。
- 1類費、2類費という考え方は、標準世帯の考え方とも関わるのではないか。複数人員世帯をイメージすると1類費と2類費を分けるイメージになる。個人を基礎において人数に応じて逓減する発想のほうが時代に合うのではないか。

(5) 標準世帯について

- ○「標準世帯」の意味、機能を明確にする必要があるのではないか。
- 所得格差の問題を研究していると、近年は雇用形態の多様化とともに、世帯類型の多様化が大きな影響を及ぼしている。夫婦子1人、単身世帯などいくつかの形態をみて基準を考えていくことが必要ではないか。
- 標準5人世帯の時は戦争未亡人を想定しており、明らかに生保受 給者のモデルを念頭に置いていたが、標準4人、3人のところでは、 一般勤労世帯をイメージして策定されており、考え方に転換がある。 これらを整理する必要がある。
- これまで標準世帯は、国民が将来生活保護を利用することを想定した場合の分かりやすさで決まってきていたと思うが、今後は、基準体系の分かりやすさということを考えてもいい。単身世帯を基軸にするというのは分かりやすい。
- 受給者間の相対的な関係をみるだけなら、どこを基準としようが結果は同じ。基準の算出を手計算でしていたとすれば、標準世帯を基軸として世帯人数や年齢で調整するという方法をとることは合理的だったかもしれないが、コンピューターがこれだけ発達した現代においては、世帯人数と年齢を全部クロスさせて基準を作ることも可能ではないか。

4. その他

(1) 自立の助長について

- 健康で文化的な最低限度の生活水準が絶対的な線ではなく幅のある基準であるとすれば、そこに、例えば、勤労控除の在り方などについて、法の目的である自立の助長を見込んだ基準にしていく余地があるのではないか。
- 自立には、就労自立、社会生活自立、日常生活自立の3つがあり、 就労自立には生業扶助があるが、残り2つに関しては、生活扶助の 中の被服費や教養娯楽費、交際費などが関係している。生活保護 世帯には、就労以外の自立を目指す世帯のほうが多いので、これら を別建てにするか検討すべき。

(2) 他制度との関係について

- 生活扶助基準は、他の社会保障制度にも影響する貧困ラインになっているので重要である。
- 生活扶助基準は、最低賃金や課税最低限にも関係があることに留意する必要がある。

(3) その他

○ かつて中央社会福祉審議会に生活保護専門分科会が常設されていたが、現在はない。今回のような議論を行う常設の場が必要ではないか。